

議案第 21 号

松阪市飯南火葬場条例の一部改正について

松阪市飯南火葬場条例（平成 17 年松阪市条例第 348 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市飯南火葬場条例の一部を改正する条例

松阪市飯南火葬場条例（平成 17 年松阪市条例第 348 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「次のいずれかに該当するものは」を「特別な事由があると認めるときは」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松阪市飯南火葬場条例第 7 条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料の減免から適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。